

**特定技能1号技能測定試験(外食業分野、飲食料品製造業分野)の試験申込みにおける
企業申込みの試行の手続の詳細について(お知らせ)**

2022年8月29日

一般社団法人外国人食品産業技能評価機構

OTAFFが実施する特定技能1号技能測定試験(以下「特定技能試験」)(外食業分野、飲食料品製造業分野)について、現行の受験希望者本人からの試験申込みに加え、2023年度(2023年4月~2024年3月)から、企業(外食業または飲食料品製造業を主業とする企業に限る。以下同じ。)からも試験申込みができるよう、システム整備等の準備を行うこと及びその準備のために2022年度第3回試験(2023年1月実施予定)の申込手続において企業申込の試行を実施することを2022年7月14日に当機構のHPで公表(※)しております。

※公表サイト <https://otaff1.jp/upload/news/165/file.pdf>

今回は、その試行の手続の詳細を中心に、下記のとおり、お知らせいたします。(7月14日公表の内容と一部重複している部分があります。)

現在、試行のためのシステムを準備中であり、以下の説明はシステムの利用に際してのすべての説明を網羅したものではありません。実際のシステム利用に際しては、利用者が利用マニュアルを参照できるようにいたします。

記

1. 企業による試験申込の追加の趣旨

特定技能試験(外食業分野、飲食料品製造業分野)の合格を前提に雇用が内定している、または特定技能(外食業分野、飲食料品製造業分野)への在留資格変更を前提に継続雇用が予定されている外国人材(以下「雇用内定等外国人材」)に対し、受験機会を確実に提供するため、現行の試験申込手続(※)に加えて、企業による試験申込みもできるようにします。

※ 現行のOTAFFの特定技能試験の申込手続：

受験を希望する外国人(個人)が事前にマイページ登録を行い、マイページから試験申込みをする手続となっています。

2. 企業による試験申込みの基本的な手続の流れは、以下のとおりです（予定）。

- ①企業マイページ登録申込み → ②OTAFF 審査 → ③企業登録完了
- ④受験希望者登録 → ⑤OTAFF 審査 → ⑥登録完了
- ⑦試験申込み → ⑧登録受験者本人の受験同意 → ⑨受験料支払い → ⑩受験確定

3. 企業マイページ登録が可能な企業及び今年度の試行に協力いただく企業は次のとおりです。

① 企業マイページ登録が可能な企業

外食業または飲食料品製造業を主業としている企業に限ります。

（留意事項） 特定技能外国人を受け入れるためには、出入国在留管理庁（以下「入管庁」）が定める「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」等に則し、特定技能外国人を受け入れることができる要件を備えた企業であることが前提です。企業マイページ登録の際に OTAFF はこの要件を審査しませんので、同運用要領等にご留意ください。

【参考】「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」

- ・ 外食業分野の基準について <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004953.pdf>
- ・ 飲食料品製造業分野の基準について <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004952.pdf>

② 2022 年度第 3 回試験(2023 年 1 月実施予定)における試行に協力いただく企業

(ア)OTAFF 正会員（団体※）の会員企業(孫会員含む)であって、「外食業または飲食料品製造業を主業とし、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業」として OTAFF 正会員(団体)から推薦のあった企業

※ 令和 4 年 8 月現在の OTAFF 正会員(団体)は、以下のとおりです。(五十音順)

- ・ 一般社団法人 大阪外食産業協会
- ・ 一般財団法人 食品産業センター
- ・ 全国水産加工業協同組合連合会
- ・ 全日本菓子協会
- ・ 公益社団法人 日本給食サービス協会
- ・ 一般社団法人 日本惣菜協会
- ・ 一般社団法人 日本即席食品工業協会

- ・日本ハム・ソーセージ工業協同組合
- ・一般社団法人 日本パン工業会
- ・一般社団法人 日本フードサービス協会
- ・公益社団法人 日本べんとう振興協会
- ・一般社団法人 日本冷凍食品協会

※ **推薦状の様式**は次のサイトからダウンロードできます。

<https://otaff1.jp/upload/reference-20220829.docx>

(イ)OTAFF 賛助会員 (OTAFF の目的に賛同し、OTAFF の事業に協力する企業・団体)のうち、賛助会員承認時に「外食業または飲食料品製造業を主業としている」ことが確認済みであり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業

※ **賛助会員入会申込み**は随時受付中です。必要な書類は次のサイトをご覧ください。

<https://otaff.or.jp/admission/>

賛助会員の入会は OTAFF の理事会での承認が必要です。

今後の理事会は 2022 年 9 月末に予定しています。

帝国データバンクの企業コード (9 桁) をお持ちでない場合は、審査に時間がかかりますので、8 月末までに賛助会員入会申込みをしないと 9 月の理事会に間に合わない可能性があります。

4. 今年度の試行において、企業マイページから登録できる受験希望者

上の 3 の企業マイページに登録された企業において、

- ・特定技能試験(外食業分野、飲食料品製造業分野)の合格を前提に雇用が内定している外国人材

または、

- ・特定技能(外食業分野、飲食料品製造業分野)への在留資格変更を前提に継続雇用が予定されている外国人材

に限ります。

※ ホールディングス等の親会社が、3の①の企業マイページ登録(手続きは下の5の(1)(2))

を行い、グループ企業分をまとめて4の受験希望者登録(手続きは下の6)をすることは可能です。

5. 今年度の試行において、企業マイページ登録に必要な入力項目と添付資料

(1) 企業マイページ登録申込み(仮登録申請)

- ① 会社名、担当者名
- ② ログイン用ID (任意に設定)
- ③ 登録手続き用メールアドレス
- ④ パスワード(任意に設定)

(2) 企業マイページ登録

システムから(1)の③のメールアドレスへ本申込み用のURLが送信されますので、そのURLからの登録申込みとなります。

- ① IDとパスワードでログイン
- ② 法人番号:(13桁の番号)
- ③ 会社紹介用のURL
- ④ 郵便番号、住所
- ⑤ OTAFFの賛助会員登録の有無
- ⑥ ⑤が「登録有」の場合、賛助会員登録番号を入力すれば、以下⑦~⑨不要
- ⑦ ⑤が「登録無」の場合、OTAFFの正会員からの推薦状の有無
- ⑧ ⑦が「推薦状有」の場合、推薦状を添付(jpgまたはpdfでアップロード)
- ⑨ ⑦が「推薦状有」の場合、帝国データバンクの企業コード(9桁)がある場合は、コードを入力
- ⑩ 年間の地域別受験希望者数を入力(年間の採用計画等を踏まえ、おおよその人数を入力してください。OTAFFにおける会場確保のため参考基礎データとして活用させていただきます。後日、実際の年間受験者数と多少違っていても結構です。)
- ⑪ 企業マイページ利用に際しての誓約と同意
 - ・ 企業申込みの趣旨を御理解の上、趣旨に沿った申込み等を行うことを誓約していただきます。
 - ・ 趣旨に沿わない虚偽申込みを行った場合には、企業マイページが利用停止となること等に同意していただきます。

6. 受験希望者登録に必要な入力項目と添付資料

(1) ログイン

- ① 専用サイトでID、パスワード入力
(登録メールアドレスあてにワンタイム認証番号が送信されます。)
- ② ワンタイム認証番号入力

(2) 受験希望者登録情報の入力

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 国籍
- ⑤ 住んでいる都道府県
- ⑥ パスポート番号
- ⑦ メールアドレス(受験希望者本人に送信できるアドレス)
- ⑧ 顔写真 (jpg 等でアップロード)
- ⑨ パスポートの写し (jpg、pdf 等でアップロード)
- ⑩ 在留カードの写し (jpg、pdf 等でアップロード)
- ⑪ 個人情報利用目的への同意
- ⑫ 雇用状況 (次の選択肢から選択)
(ア) 職員として雇用中
(イ) アルバイトとして臨時雇用中
(ウ) 雇用関係なし(賛助会員のみ選択肢として表示されます。賛助会員以外は表示されませんので、選択できません。)
- ⑬ ⑫が (ア) の場合は、本人の健康保険証の写し(記号番号はマスキング) または健康保険・厚生年金保険資格取得確認通知書の写しまたは雇用保険被雇用保険資格取得等確認通知書の写し (jpg、pdf 等でアップロード)
- ⑭ ⑫が (イ) 及び (ウ) の場合、内定通知書の写し (jpg、pdf 等でアップロード)
- ⑮ ⑫が (イ) の場合、賃金台帳(直近1か月以上のもの) (jpg、pdf 等でアップロード)

7. 受験希望者登録後の手続

- (1) 受験希望者登録後の手続は、2. に記載のとおりであり、次の流れとなります。

企業による受験希望者登録 → OTAFF 審査 → 受験希望者登録完了 → 試験申込み

→ 受験希望者本人の受験同意 → 受験料支払い → 受験確定

(2) 試験申込み

企業申込専用サイトに表示される試験会場と日時の中から、希望の会場・日時を選択して試験申込みを行います。現行の個人マイページからの申込みよりも先行して申込み手続を行うこととなります。

(3) 受験希望者本人の受験同意

6の(2)の⑦で登録された受験希望者本人のメールアドレスあてに、本人の受験同意を確認するメールがシステムから送信されます。併せて個人情報の利用目的への同意も求めます。

企業マイページのサイトで、登録した受験希望者ごとに同意したか否かがわかるように表示されます。

(4) 受験料支払いは、受験希望者本人が行うか企業が行うかを試験申込みの際に選択できます。

(5) 受験料の入金が確認できれば、受験が確定となります。

「受験希望者本人が支払う」を選択した場合、企業マイページのサイトで、登録した受験希望者ごとに、支払ったか否かがわかるように表示されます。

8. 受験票の発行

(1) 受験票発行のタイミング

受験票は、受験が確定してもすぐには発行されません。現行の受験希望者本人による個人マイページからの試験申込手続が終わり、個人マイページからの受験者確定後に、同じタイミングで受験票が発行されます。

受験票は、企業マイページから pdf ファイルでダウンロードできます。

(2) 受験者への受験票の提供

受験票は、企業から受験者に渡していただきます。受験者には、印刷したものを渡すか、pdf ファイルをメールで送信するかの対応をしてください。

9. 受験

受験票に表示されている試験会場、日時で受験していただきます。遅刻者は受験できません。
受験当日に持参するものは、受験票に記載しています。OTAFFのHPの試験案内にも記載しています。

<https://otaff1.jp/gaisyoku/> または、<https://otaff1.jp/insyoku/>

10. 受験後の合格発表と合格証書の発行

(1) 合格発表

すべての会場での試験終了後、3週間以内にOTAFFのHPで合格発表となります。今年度の第3回特定技能試験（2023年1月予定）については、2023年1月末に合格発表を行う予定です。

(2) 合格証書の発行

合格証書は、合格発表の日に、企業マイページからダウンロードして印刷できます。
印刷したものを入管庁への申請の際に使用してください。

入管庁が、必要に応じて当該合格証書が真正のものか否か確認できるための参照システムをOTAFFが入管庁に提供しています。合格証書にOTAFFの押印がなくても適正な合格証書として扱われます。

(参考) 特定技能試験の1月試験（第3回試験）のスケジュール(予定)

(1) 現行の個人マイページからの試験申込スケジュール

2022年11月28日	1次申込開始
2022年12月上旬	2次申込
2022年12月中旬	受験者確定・受験票発行
2023年1月上中旬	試験実施
2023年1月末	合格発表

(2) 企業による試験申込の試行の実施スケジュール(予定)

2022年10月中旬	企業マイページ登録
2022年10月中下旬	企業マイページからの受験希望者登録
2022年11月上旬	企業マイページからの試験申込み、受験者本人同意
2022年11月中下旬	受験者確定

※ 個人マイページからの1次申込開始(11月28日)の前に確定

2022年12月中旬 受験票発行

※ 個人マイページからの申込者と同じタイミングで発行

2023年1月上中旬 試験実施

※ 個人マイページからの申込者と同じ会場で試験

2023年1月末 合格発表

(本件照会先：OTAFF 特定技能部 tel: 03-6261-4949 mail: kigyo_mp@otaff.or.jp)